

京労委令和3年（不）第1号

申立人 関西非正規等労働組合

被申立人 特定非営利活動法人京都暮らし応援ネットワーク

第 3 準 備 書 面

令和 3 年 10 月 4 日

京都府労働委員会会長 様

申立人

関西非正規等労働組合

執行委員長 橋口 昌治

申立人は、令和3年9月21日付被申立人第2準備書面に対し、以下のとおり主張する。

1. 従業員への説明文書について

被申立人が、第2回団体交渉において、9月2日と3日の問題でA組合員に懲戒処分を検討していることを通告したことなど、H氏からハラスメントの訴えがなされて以後の出来事を従業員に伝える経緯説明文書を作成して、2週間後に申立人に示すという明確な約束をした（甲30・下線部（イ）、（ウ）、（オ））にもかかわらず、その約束が果たされていないと申立人は主張している（請求する救済内容変更の申立書1（3）②）。

令和3年9月21日付被申立人第2準備書面では、その団体交渉での約束に反して「9月2日と3日の問題でA組合員に懲戒処分を検討していることを通告したことなど、H氏からハラスメン

トの訴えがなされて以後の出来事」を従業員への説明文書に記載しないと判断した合理的な理由が説明されていない。

被申立人が提示している文案（甲 1 3）が団体交渉を踏まえた内容ではないことは明白である。

2. 出勤調整に関する謝罪について

被申立人が不公平な出勤調整を行ったとは認識していない根拠として提示している乙第 2 号証は、2020 年 9 月 1 日～15 日の出勤調整に関して、藤喬代表理事（以下「藤氏」とする。）と A 組合員の間で同年 8 月下旬にやり取りされたメールである。第 1 回ないし第 3 回団体交渉では、このメールを基にして話し合いがなされた。よって、「被申立人としては、その後【藤氏の第 1 回団体交渉での発言後】、メールなどを確認した結果、不公平な出勤調整を行ったとは認識しておらず」（被申立人第 2 準備書面 2）という主張は、時系列の先後を違えたものである。

A 組合員に対する出勤調整は、このメールにもその一端が表れているように、不公平・不十分なものであり、謝罪が必要であると申立人は一貫して主張しており、それは藤氏も認めているところである。

3. カンパの呼びかけとその報告について

請求する救済内容変更の申立書 1（3）④で詳述したとおり、当該カンパは、被申立人と申立人との間の紛争を解決するために、具体的な金額まで積み上げて、第 3 回団体交渉において権限者が正式に提案したものである。

第 3 回団体交渉で示されたようにその提案について被申立人理

事会で決議した上で申立人に回答していることからしても、被申立人と申立人との間の交渉事項であることは明白である。

4. 団体交渉の申し入れに対する回答について

「使用者には、誠実に団体交渉にあたる義務があり、したがって、使用者は、自己の主張を相手方が理解し、納得することを目指して、誠意をもって団体交渉に当たらなければならない、労働組合の要求や主張に対する回答や自己の主張の根拠を具体的に説明したり、必要な資料を提示するなどし、また、結局において労働組合の要求に対し譲歩することができないとしても、その論拠を示して反論するなどの努力をすべき義務があるのであって、合意を求める労働組合の努力に対しては、右のような誠実な対応を通じて合意達成の可能性を模索する義務があるものと解すべきであり、「使用者の団交応諾義務は、労働組合の要求に対し、これに応じたり譲歩したりする義務まで含むものではないが、前説示のとおり、右要求に応じられないのであれば、その理由を十分説明し納得が得られるよう努力すべきである」。（カール・ツァイス事件：東京地判平元・9・22）。

被申立人は、令和3年9月21日付被申立人第2準備書面において、申立人の要求に応じられない理由として、（1）労働委員会への不当労働行為の訴えが係属していること、（2）A組合員が藤氏を相手に3月26日付で起こした損害賠償請求訴訟が係属していること、（3）H氏への配慮が必要であることの3点を挙げている。

（1）に関しては、団体交渉に誠実に応じることを求める労働委員会への訴えが係属していることを理由として団体交渉に応じないことは、背理以外の何物でもない。

（２）の訴訟の被告は法人（被申立人）ではなく藤氏個人であり、藤氏の個人としての行動に対する損害賠償の請求がされているのみである。よって、団体交渉に固有の交渉事項があり、これが団体交渉を拒否する正当な理由にならないことは明白である。

（３）については、仮に被申立人の主張を全部認めたとしても、被申立人は２０２１年３月末をもってよりそいホットライン事業から撤退し、H氏も同時期に被申立人を退職し、同年４月からよりそいホットライン事業を受託した一般社団法人回復支援の会での勤務もしていないのであるから、同年４月以降に申立人の要求を拒む理由にはなり得ない。

５．結語

以上より、被申立人の主張はすべて失当であり、または理由がなく、被申立人が正当な理由なく申立人との団体交渉を拒否していることは明白である。速やかな救済命令を求める。

以上